

(平成 28 年 2 月 24 日受付)

中屋敷の街並み保存について

■内容

散歩が好きでよく田辺の街なかを散策しています。

最近気になるのが、中屋敷の大きなお屋敷が次々と取り壊されていることです。

大きな板塀のあるお屋敷が並ぶ様子が、田辺の昔の豊かさや城下町だったことをしのばせてくれていい景観だと思っていたのですが、最近の解体の多さはかなり惜しいなあと感じています。

今後、鬮雞神社が世界遺産に追加登録されると、田辺の街なかを散策する人も大幅に増えることが予想されますが、市としてはそういった景観を保護するような計画に取り組む予定はないのですか？

■回答

現在、市では、鬮雞神社等が世界遺産に追加登録されることを見込み、啓発活動やおもてなし講座等による住民の気運の醸成、案内板やトイレの整備など、ハード・ソフト両面から来訪者の受入れ態勢の強化を図っています。

また、来訪者の方々に、熊野古道だけでなく、鬮雞神社をはじめ、南方熊楠顕彰館などの史跡や名勝等の地域資源を周遊していただき、街なかの滞在時間を増やすことにより地域の活性化につながるような取組を検討しているところです。

ご質問の「趣のある屋敷町の景観を保護するような計画」ということですが、全国の事例を見てみますと、景観法や歴史まちづくり法で位置付けられた計画を作成し、それに基づいて保全する方法や、地域の歴史や文化、風土を反映して、地域と特に関わりを持つような建造物など、文化的な価値の高いものについては、指定あるいは登録文化財として保存するといった方法もあります。

しかしながら、建物等を法律や条例で規制するには、街並みの統一感やその規模、その建物等が持つ文化や歴史的価値など、保存に値する要件を備えていることが必要です。さらに個人の所有物の場合は、一定の規制が掛かることや所有者に維持管理等に係る負担が発生することも考えられ、また、所有者だけでなく、その周辺の住民の皆さんのご理解とご協力も必要となります。そうしたことから、市では、これまで規制をかけるに至っていない状況です。

こうしたことを踏まえ、建造物を含む景観や街並みの保存に当たっては、市民の皆さんのご意見を伺い、国、県等の専門機関と連携を図りながら検討していきたいと考えています。

【観光振興課】